

沖縄県立芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 (平成20年5月29日評議会決定)

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における、教育活動の向上及び改善に関して組織的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、本学に沖縄県立芸術大学ファカルティ・ディベロップメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動が持続的に実行されるよう、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育力向上及び教育活動改善の方策に関する事項
- (2) 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項
- (3) 初任及び現任の教職員の研修に関する事項
- (4) 教職員間のパートナーシップの促進に関する事項
- (5) その他FD活動に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書・芸術資料館長
- (6) 附属研究所長
- (7) 事務局長
- (8) 委員会が必要と認める教職員

2 前項第8号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会から付託された事項について審議する。
- 3 部会の長及び部会員は、委員長が指名する。
- 4 第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。